

## 地域日本語教室支援要綱

(趣 旨)

**第1条** 公益財団法人佐賀県国際交流協会（以下「協会」）は、県内の日本語グループ（以下「団体」）が行う日本語教室の振興を図り、本県の多文化共生社会の促進に資することを目的として、その活動を支援するものとする。

(支援の対象)

**第2条** 支援の対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 佐賀県内に所在地を有し、次に挙げる要件のすべてに該当するもの
  - ア 団体メンバーは18歳以上の成人5人以上である
  - イ 活動目的・代表者など団体運営に必要な事項について定めがある
  - ウ 日本語教室を原則月2回以上開催している
  - エ 政治活動又は宗教活動に関せず、非営利団体である
  - オ 協会で団体登録がある

- (2) (1) に準ずるもののうち理事長が特に認めるもの

2 前項の規定に関わらず、特定の者のみに日本語教室を行う団体は補助対象としない。

(支援の内容)

**第3条** 協会は次の各号について支援するものとする。

(1) 経費

経費の補助支援は、年度ごとの予算の範囲内で行うものとし、補助対象経費は次表のとおりとする。

補助対象経費		備 考
①日本語教室に要する経費	使用料・賃借料	当協会が事前に認めたものに限る ・ 上限額 10 千円 会場使用料、設備・機材使用料、空調使用料等
	教材購入費 印刷費 チラシ用紙など事務用品購入費	・ 上限額 25 千円
②自主勉強会に要する経費	使用料・賃借料	当協会が事前に認めたものに限る ・ 上限額 2 千円
	外部講師謝金・旅費 県外研修旅費	・ 上限額 32 千円 (講師謝金・旅費および県外研修旅費の合計) ※自主勉強会は参加者が5人以上の場合に限る ※県外研修旅費は1回あたり片道分に限る (往復の料金が異なる場合は安い方を対象とする)

(2) ボランティア団体保険

協会は団体メンバーのボランティア団体保険加入手続きを行うものとする。

(3) 広報

協会はちらし等により日本語教室の広報を行うものとする。

(経費の補助申請)

**第4条** 経費の補助を受けようとする団体は、「日本語グループ活動経費補助申請書」(様式1)及び「経費補助振込先」(様式2)、口座名義氏名が団体の代表者名と異なる場合は「委任状」(様式3)を添えて協会に提出するものとする。

2 経費補助の申請書の提出期限は、4月20日までとする。

3 申請期間が過ぎてから当該申請に係る補助の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、20日とする。

(実績報告)

**第5条** 経費の補助を受けたものは、「日本語グループ活動経費補助実績報告書」(様式4)を提出しなければならない。

2. 前項の実績報告書の提出期限は、毎年度補助事業完了後1か月又は3月31日のいずれか早い日とする。

(経費補助の支払い)

**第6条** 経費補助の支払いは、申請書の提出期限から30日以内に振込みで行う。また、対象経費の4分の3(千円未満は切捨て)以内まで概算払で交付することができる。

2. 年間に要する補助対象経費は、実績報告書提出期限から30日以内に精算払で交付する。

(補足)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

(付則)

この要綱は平成24年度事業から適用する。

(付則)

この要綱は平成25年度事業から適用する。

(付則)

この要綱は平成26年度事業から適用する。

(付則)

この要綱は平成27年度事業から適用する。

(付則)

この要綱は平成 28 年度事業から適用する。

(付則)

この要綱は平成 29 年度事業から適用する。

(付則)

この要綱は平成 30 年度事業から適用する。

(付則)

この要綱は平成 31 年度事業から適用する